

手数料確認書（認定申請用）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 (該当する□にレを記入) 複合建築物の非住宅部分
 複合建築物の住宅部分

- 2 計画の評価方法 住宅部分：
 (該当する□にレを記入) 誘導仕様基準
 誘導仕様基準以外

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅の申請の場合		円(a)	円(A)
□共同住宅等の申請の場合	建築物の住戸の部分の総戸数	戸	円(B)
	共用部分の床面積の合計	m ²	円(C)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	円(D)
	計	(b)+ (c)+ (d)	(B)+ (C)+ (D)
□一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合	建築物の延べ面積	m ²	円(E)

合計 _____ 円

(注意) 適合証とは、適合性確認機関が作成した申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類をいう。

手数料確認書（変更認定申請用）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 (該当する□にレを記入) 複合建築物の非住宅部分
 複合建築物の住宅部分

- 2 計画の評価方法 住宅部分：
 (該当する□にレを記入) 誘導仕様基準
 誘導仕様基準以外

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅の申請の場合		円(a)	円(A)
□共同住宅等の申請の場合	建築物の住戸の部分の総戸数	戸	円(B)
	共用部分の床面積の合計	m ²	円(C)
	非住宅部分の床面積の合計	m ²	円(D)
	計	(b) + (c) + (d) 円	(B) + (C) + (D) 円
□一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合	建築物の延べ面積	m ²	円(E)

合計 _____ 円

(注意) 適合証とは、適合性確認機関が作成した申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類をいう。